

津市美杉スクールバス運行管理要綱

平成18年1月1日教育委員会訓第7号

改正 令和4年3月31日教育委員会訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市立美杉小学校（以下「美杉小学校」という。）及び津市立美杉中学校（以下「美杉中学校」という。）の児童及び生徒の通学用として運用するスクールバス（以下「スクールバス」という。）の円滑で安心かつ適切な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全運転管理者等)

第2条 前条に規定する管理運営を達成するため、安全運転管理者、運転管理者及び整備管理者を置く。

第3条 安全運転管理者は、美杉教育事務所職員から選任する。

2 安全運転管理者の職務は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10及び津市安全運転管理規程（平成18年津市訓令第18号）の規定の例による。

第4条 運転管理者は、運転者を配属する学校長とし、安全運転管理者の指示に従い関係法令に定めるもののほか、安全運行、事故防止及び車両管理の指示監督を行うものとする。

2 運転管理者は、次に掲げる事項について適切な指導監督を行うものとする。

- (1) 自動車の整備状況を把握すること。
- (2) スクールバス運転者以外の者の運転を防止すること。
- (3) 運転者の健康管理に留意し、常に正常な心身で運行できるよう配慮すること。

ア 津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市教育委員会訓令第1号）に基づく健康診断の毎年度1回以上の実施

イ 自動車事故対策センター委託適性診断の毎年度2回の実施

- (4) 気象状況及び運転経路の道路状況の把握に努め、適切な指示を与え、安全運転を図ること。
- (5) 自動車の運行状況を把握するため、自動車運行日誌（別記様式）を備え、運行管理に万全を期すこと。また、万一の事故発生に当たっては、適切安

全な指示を与え事故の経過を詳細に記録すること。

- 3 運転管理者は、運行計画に基づき事前に運転者に対し運行の指示をしなければならない。

(整備管理者)

第5条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項の規定によりスクールバスの点検及び整備並びに車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任する。

- 2 整備管理者は、スクールバス車両の整備及び点検について常に留意し、運転管理者と協議の上、運転者に対し適宜、適切な指導及び指示を行うものとする。

- 3 整備管理者に代わって職務権限の範囲において、日常の車両管理に関する業務の一部を代行させるため、代務者を置く。

- 4 代務者は、総括運転者が当たる。

(総括運転者)

第6条 運転管理者の業務の一部に従事させるため、スクールバス運転者の中から教育委員会が指定した職員（以下「総括運転者」という。）を置く。

- 2 総括運転者の職務は、第4条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに同条第3項に規定する業務及び整備管理者に代わって日常の車両管理に関する業務の一部とする。

- 3 総括運転者が前項の規定に基づき職務に従事するときは、運転管理者の指示を受けなければならない。

(運転者)

第7条 スクールバスの運転者は、次条に定める範囲の運転業務の全てを兼ねて従事するものとする。

- 2 スクールバスの運転者は、運転業務の遂行に当たっては、運転管理者及び総括運転者の指示に従い、関係法令並びに運転者の服務及び勤務条件に関する規則の規定を遵守するとともに、安全運転に努めなければならない。

(使用の範囲)

第8条 スクールバスの使用は、美杉小学校及び美杉中学校に通学する児童及び生徒の輸送のみに限るものとする。ただし、美杉教育事務所長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定め

る。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教育委員会訓第1号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

様式 略